

大治町高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢者が安全運転支援装置取扱業者にて安全運転支援装置を購入及び設置するために要する経費の一部を補助することにより、安全運転支援装置の普及を促進し、高齢者の安全運転に資することを目的に、予算の範囲内において大治町高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、大治町補助金等交付規則（平成9年大治町規則第6号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 安全運転支援装置取扱事業者

安全運転支援装置の製造者等が指定する取付け事業者で、かつ愛知県内に店舗等を有する事業者をいう。

(2) 店舗等

次のいずれにも該当するものをいう。

ア 原則として、安全運転支援装置取扱事業者又は安全運転支援装置取扱事業者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。）が運営するもの

イ 安全運転支援装置の販売及び設置を行うことができる設備及び体制を有するもの

(3) 安全運転支援装置

国土交通省の性能認定を受けた後付けの急発進抑制装置（ペダル踏み間違い急発進抑制装置）をいう。

(4) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）をいい、次のいずれにも該当するものとする。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること。

イ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」欄に「自家用」と記載されていること。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 安全運転支援装置を設置した日及び補助金の交付を申請する日に町内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81条）により記録されている者

(2) 申請年度に満65歳以上となる者のうち、安全運転支援装置を設置しようとする者

- (3) 都道府県公安委員会が交付する有効な運転免許証（以下「運転免許証」という。）を保有する者
- (4) 安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」に記載されている氏名と、運転免許証に記載されている氏名が同一である者
- (5) 自動車税又は町税の滞納がない者
- (6) 転売を目的として安全運転支援装置を設置しない者
- (7) 安全運転支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供する者
- (8) 大治町暴力団排除条例（平成23年大治町条例第15号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団と密接な関係を有していない者
- (9) 安全運転支援装置の機能と適切な使用方法について、店舗等から説明を受けた者
- (10) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
- (11) 安全運転支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、町及び愛知県が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (12) 安全運転支援装置設置後1年以上その装置を使用する者。ただし、以下に掲げるいずれかに該当する場合は、この限りではない。
 - ア 天災等による破損等、自己の責めに帰すべき事由以外の事由で安全運転支援装置を処分するとき。
 - イ その病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき又は運転免許証を返納したとき。
 - ウ その他町長が認めたとき。
- (13) 前各号の条件に反することが町からの交付後に判明した場合は、町に対して、補助金の返還することについて了承する者

2 前項の規定にかかわらず、過去に補助金の交付を受けた者は、補助金の交付対象としない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、第3条に規定する補助対象者が安全運転支援装置取扱業者にて安全運転支援装置を購入及び設置するために要する経費から、装置の機能の区分毎に、以下の額を差し引いた費用とする。

- (1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置 40,000円
- (2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置 20,000円

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に5分の4（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。）を乗じて得た額とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置 32,000円
- (2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置 16,000円

(交付の申請及び実績報告)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、安全運転支援装置を設置した日から3か月以内に、大治町高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）（以下「交付申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 自動車検査証の写し
- (2) 運転免許証の写し
- (3) 安全運転支援装置の購入及び設置代金の支払手続きが完了したことを確認できる書類（領収書の写しなど）
- (4) 安全運転支援装置取扱事業者が発行する安全運転支援装置販売・設置証明書（様式第2号）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(交付決定及び通知)

第7条 町長は、前条に規定する交付申請書兼実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、大治町高齢者安全運転支援装置設置促進事業費補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第8条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）は、速やかに補助金交付請求書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に違反したとき。
- (3) この要綱に違反したとき。
- (4) その他町長が不相当と認める事由が生じたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の全部又は一部を返還させるときは、期限を定めて命ずるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この告示は、令和５年５月９日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附 則

この告示は、令和７年３月１日から施行する。